

# 医療・介護・保育ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 介護付有料老人ホーム開設に当たっての介護保険事業計画における整備予定数の柔軟な運用又は廃止	1
2 - 介護付有料老人ホームの「非該当(自立)」入居者の退去義務の見直し	1
3 - あん摩マッサージ指圧師の養成施設に関して	1
4 - 既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること	2
5 - 患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること	2
6 - 「介護離職ゼロ」を実現するため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること	2
7 - 経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること	3

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	29年 3月16日	29年 4月10日	介護付有料老人ホーム開設に当たっての介護保険事業計画における整備予定数の柔軟な運用又は廃止	<p>静岡市内に介護付有料老人ホームを開設する際には、市への届出、審査があるが、同市の介護保険事業計画において圏域ごとに定めた年間の介護付有料老人ホームの整備予定数を上回る場合には、開設が認められていない。</p> <p>そこで、(1)事業者の企画案が優れていれば整備予定数にかかわらず、介護付有料老人ホームの開設を承認してほしい。または、(2)静岡市内において介護付有料老人ホームの整備予定数を定めることを廃止していただきたい。</p> <p>【具体的支障事例】 新規開設できないことにより、民間事業者の事業拡大が制限され、民間の競争力が阻害されている。整備予定数による総量規制が撤廃されれば、競争原理が働き、より質の高いサービスを提供できるようになると考える。</p>	民間企業	厚生労働省
2	29年 3月16日	29年 4月10日	介護付有料老人ホームの「非該当(自立)」入居者の退去義務の見直し	<p>入居者が介護認定更新の結果「非該当」となった。静岡市介護保険課に確認したところ、高齢者福祉課と協議の上「非該当」者は特定施設に入居継続は認められないとの回答があった。</p> <p>介護保険法上のサービスである「特定施設入居者生活介護」契約は当然終了となるが、特定施設に空きがある場合には、有料老人ホーム(老人福祉法)としての入居契約は入居者保護(住み慣れた環境を追われてしまう)の観点から存続すべきである。</p> <p>【具体的支障事例】 法令等での定めは無いものの、今回の静岡市の見解から、介護付有料老人ホームにおいて、「非該当(自立)」と認定された場合、戻る家がない高齢者にも施設からの退去を求めざるをえない。</p>	民間企業	厚生労働省
3	29年 3月22日	29年 4月10日	あん摩マッサージ指圧師の養成施設に関して	<p>あん摩マッサージ指圧師の視覚障害でない者を対象とした養成施設は昭和39年以降に1件も認可されていない。理由は昭和39年に改正されたあん摩マッサージ指圧師、はり師きゅう師等に関する法律の第19条で「第十九条 当分の間、文部科学大臣又は厚生労働大臣は、あん摩マッサージ指圧師の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設において教育し、又は養成している生徒の総数のうちに視覚障害者以外の者が占める割合その他の事情を勘案して、視覚障害者であるあん摩マッサージ指圧師の生計の維持が著しく困難とならないようにするため必要があると認めるときは、あん摩マッサージ指圧師に係る学校又は養成施設で視覚障害者以外の者を教育し、又は養成するものについての第二条第一項の認定又はその生徒の定員の増加についての同条第三項の承認をしないことができる。」とされているからであり、現在全国に18施設で10都道府県にしかなく、九州中国地方には鹿児島県の1施設だけである。</p> <p>上記の事柄からあん摩マッサージ指圧師が国家資格である事の社会的認知は低いと思われる、民間資格者が整体等を行っているところである。</p> <p>あん摩マッサージ指圧師の養成施設の認可が行われることによって、有資格者の増加を期待でき、国民の健康維持に活躍を期待でき社会貢献が出来るものと期待できると思われる。</p>	個人	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
4	29年 4月12日	29年 4月25日	既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること	<p>[要望内容] 既に最低限の日本語力を有する外国人に対しては、介護福祉士試験、看護師試験の問題を英語とすること</p> <p>[理由] 介護や看護分野は離職も多く、深刻な人手不足状態にある。このため、既に最低限の日本語力を有する外国人は、介護福祉士試験や看護師試験の問題を英語とし、介護福祉士・看護師の増加を図るべきである。</p>	日本商工会議所	厚生労働省
5	29年 4月12日	29年 4月25日	患者数が少なく臨床試験が困難な希少疾病向けの医薬品・医療機器開発の承認期間を短縮化すること	<p>[要望内容] 希少疾病向けの医療機器等開発の承認期間の短縮化</p> <p>[理由] 希少疾患向けの医薬品や医療機器の開発は、承認までのコストや期間の予測がつかず、企業の研究開発が滞る原因となっている。そのため、国際先端テストにかけ、諸外国並みの医薬品・医療機器の開発ガイドラインを整備し、承認までの期間を短縮化することが求められる。</p> <p>(注)新薬の開発プロセスには、基礎研究2-3年、非臨床試験(動物実験など)3-5年、臨床試験(治験)3-7年、承認申請と審査1-2年の計9-17年の年月が必要(出典:テキストブック製薬産業2012) (注)希少疾病とは、薬事法77の2および薬事法施行規則251条において、「対象患者数が本邦において5万人未満であること」と定められている。希少疾病の例:甲状腺がん、成人T細胞白血病・リンパ腫、特発性拡張型心筋症</p>	日本商工会議所	厚生労働省
6	29年 4月12日	29年 4月25日	「介護離職ゼロ」を実現するため、特別養護老人ホームについて株式会社等の参入を認めること	<p>[要望内容] 株式会社等の特別養護老人ホームへの参入</p> <p>[理由] 老年人口の割合が上昇し、あわせて独居高齢者の割合も増加する見込みであり、その対応は喫緊の課題となっている。民間の経営ノウハウを活用することで、施設不足による“入所待ち”の解消だけでなく、介護職員の待遇改善にも繋がる。このため、現在は、設置主体が社会福祉法人か地方公共団体に限定されている特別養護老人ホームの経営について、株式会社等多様な経営主体の参入を認める必要がある。 なお、株式会社の参入について、事業の安定性や継続性が担保されず、経営悪化による撤退リスクが懸念されるとの指摘があるが、撤退時のルールをあらかじめ決めておくことなどで、対応が可能である。</p>	日本商工会議所	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
7	29年 4月12日	29年 4月25日	経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めること	<p>【要望内容】 株式会社による医療機関への直接参入</p> <p>【理由】 民間の経営ノウハウを活かし、経営の効率化やサービスの向上を図るため、株式会社による医療機関への直接参入を認めるべきである。医療法人に民間経営のノウハウを活かすことにより、資金調達の円滑化、経営の近代化・効率化、投資家からの厳格なチェックが得られるようになり、良質なサービスの提供が期待できる。</p>	日本商工 会議所	厚生労働 省